

# 大町溝土地改良区史年表

注：和暦年下の小文字の数字は改元年月である。

西 暦	和 暦	干支	歴 史 事 項
542	(欽明 天皇3)	壬戌	この年、当国に初めて五穀の種が渡り、西目妙味水の原において井溝を修固し、試みに田畑を開化する（羽黒山在庁年代記）。
708	和銅 1.11	戊申	9－28 越後国司の奏請により、出羽郡建置を許す（続日本紀）。
710	3	庚戌	3－10 平城京遷都（続日本紀）。
712	5	壬子	9－23 出羽国の建国（続日本紀）。
713	6	癸丑	11－1 大風により農作物被害がひどく、出羽国ほかの調庸が免除になる（続日本紀）。
714	7	甲寅	2－13 出羽国に養蚕が伝わる（続日本紀）。 10－2 尾張・上野・信濃・越後国の百姓200戸を出羽柵戸に配置する（続日本紀）。
716	靈龜 2	丙辰	9－23 陸奥国置賜・最上2郡、信濃・上野・越前・越後国の百姓各100戸を出羽国に移す（続日本紀）。
717	養老 11.17	丁巳	2－26 信濃・上野・越前・越後国の百姓各100戸を出羽柵戸に配置する（続日本紀）。
719	3	己未	7－9 東海・東山・北陸3道の民200戸を出羽柵に配置する（続日本紀）。
723	7	癸亥	4－ 田地開墾のため、三世一身法を施行する（続日本紀）。
733	天平 5	癸酉	12－26 出羽柵を秋田村高清水岡に移す（続日本紀）。
741	13	辛巳	2－ 聖武天皇の発願により諸国に国分僧寺・尼寺を置き、五穀豊饒を祈願する。
743	15	癸未	5－ 墾田永世私財法を制定する。
794	延暦 13	甲戌	10－ 平安京遷都（続日本紀）。
830	天長 7	庚戌	1－3 出羽国北部（秋田）で大地震発生。以後、震災により倉を開き賑給し、租・調を免ずる（類聚国史）。
841	承和 8	辛酉	2－13 出羽国飢饉。百姓2万668人の賦役が免除される（続日本紀）。

西 暦	和 暦	干支	歴 史 事 項
871	貞観 13	辛卯	5 - 16 鳥海山大噴火（三代実録）。
881	元慶 5	辛丑	8 - 14 出羽国司は元慶2年の蝦夷の反乱を鎮定後、開田により不動穀3,237石を大饗に当てる（三代実録）。
950	天曆 4	庚戌	源順編「和名類聚抄」に、出羽国の田地2万6,109町2反50歩とあり。
1017	寛仁 4.23	丁巳	この年、人民餓死する者多し（来迎寺年代記）。
1021	治安 2.2	辛酉	この年、大飢饉。人民餓死する者多（羽黒山在庁年代記）。
1133	長承 2	癸丑	この年、大疫病。大飢饉（来迎寺年代記、大泉庄三権現縁記）。
1229	寛喜 3.5	己丑	この年、五穀稔らず。飢饉（羽黒山在庁年代記、大泉庄三権現縁記）。
1230	2	庚寅	6～7 諸国に寒冷異常気象。 7 - 16 諸国に雪の降ること冬のごとし。 8 - 大風雨。寛喜の大飢饉（吾妻鏡、羽黒山在庁年代記）。
1257	正嘉 3.14	丁巳	この年、大飢饉。餓死する者多し（来迎寺年代記、大泉庄三権現縁記）。
1258	2	戊午	8 - 大暴風により諸国不作。正嘉元年大凶作の後遺症により、天下飢饉、疫病流行。
1259	3 正元 3.26	己未	2 - 9 諸国に3年飢渴の大飢饉。この年、諸国に飢饉・疫病つづき死者多数、正嘉の飢饉という。食物を求めて山野河海をさすらう人々を地頭は制止しないようにとの法令がでる（山形県史）。
1298	永仁 6	戊戌	大飢饉（来迎寺年代記、大泉庄三権現縁記）。
1315	正和 4	乙卯	大飢饉（羽黒山在庁年代記）。
1377	天授 3 永和 3	丁巳	大旱魃（来迎寺年代記）。
1378	天授 4 永和 4	戊午	前年につづく旱魃により飢饉となる。3年つづきの大旱魃により、4年間の飢饉となる（来迎寺年代記）。

西 暦	和 暦	干支	歴 史 事 項
1379	天授 5 康暦 3.22	己未	大飢饉、疫癘広がる（羽黒山在庁年代記）。 松山の中山楯は、佐藤伊勢守正信が館主となって築く（松山町史年表）。
1384	元中 4.28 至徳 2.27	甲子	安田殿が郷之目堰を開さくか（飽海郡誌）。
1420	応永 27	庚子	この年、諸国早魃、大飢饉（来迎寺年代記、大泉庄三権現縁記）。
1460	寛正 12.21	庚辰	この年、五穀稔らず（羽黒山在庁年代記）。
1477	文明 9	丁酉	砂越氏雄は実弟の武藤政氏に従って上洛、將軍足利義尚に謁して信濃守を受領。
1514	永正 11	甲戌	この年、大早魃。草木枯れる（羽黒山在庁年代記）。
1525	大永 5	乙酉	この年、大豊作。五穀熟して人家に鼠がないほどである（羽黒山在庁年代記）。
1538	天文 7	戊戌	この年、飢渴。蠅もいないほどである（来迎寺年代記）。 12－ 庄内に争乱が起こり、武藤晴時が東禅寺城と砂越城を襲撃、東禅寺氏滅ぶ。この後、武藤氏一門が東禅寺氏の後を継ぎ、東禅寺左馬頭と称した。
1540	天文 9	庚子	この年飢渴。 8－12 大風（巨風）吹く（来迎寺年代記）。
1550	天文 19	庚戌	大町堰開さく者、登坂藤右衛門清長（甘糟景継）生まれる。後に甘糟家に入り、同家を相続する（本藩新史八）。
1559	永禄 2	己未	この年、桜林興野が信濃国の浪人によって開発される（平田町史）。
1588	天正 16	戊子	8－ 越後上杉景勝の将、村上城主本庄繁長が庄内に攻め入る。十五里ヶ原の合戦起きる。
1589	17	己丑	12－ 大町堰開さく者と伝えられる上杉景勝の家臣・甘糟備後守景継が、東禅寺城将として派遣される。景継は慶長3年（1598）初めまでの実質8ヵ年間在城する。「本藩新史八」によると、甘糟景継が東禅寺城代を拝命したのは文禄2年（1593）10月12日のことであり、慶長3年（1598）3月までの在任期間は約4年間である。この後、東禅寺城には、志駄（田）義秀が入る。

西 暦	和 暦	干支	歴 史 事 項
1590	天正 18	庚寅	<p>2月より7月まで、甘糟景継は上杉景勝に従って小田原陣中にあり。太閤検地の頃から「庄内」という地名が使用される。「三荘」とも「庄中」とも称する。寛文4年（1664）まで、田川郡・櫛引郡・遊佐郡の三郡を庄内という。</p> <p>9－ 太閤検地が丈量基準の変更による増徴に連動したため、庄内各地で土豪等を中心とした農民一揆が発生する。</p> <p>10－ 上杉景勝は庄内の一揆を鎮定し、越後へ帰る。</p>
1591	19	辛卯	<p>5－ 東禅寺城を甘糟景継に守護させる（庄内歴史年表）。</p> <p>12－28 上杉景勝は直江兼統・下秀久らと最上氏に内通して抵抗する形跡のあったもの、あるいは不穏な挙動があった者の所領を没収し、領外へ追放する。景継は反検地派の鷹尾山の僧勢をはじめとする沢々山々の楯主を攻め、これを陥落させ、川北を平定する。</p> <p>東禅寺城将甘糟景継が山谷堤を築造したのは、この年の12月から文禄元年（1592）の征韓の役までの間であるといわれる。この頃から慶長元年（1596）までの間に大町堰を完成したといわれている。一説にはこれより早く、天正17年（1589）であると推定している（渡邊九十九『大町溝沿革誌』）。</p>
1593	文禄 2	癸巳	<p>10－12 甘糟景継は仙北第一の要港坂田（酒田）湊の船役を拝命する。</p> <p>10－ 甘糟景継は庄内川北東禅寺城代として、城領米7,696石と町年貢、船役などを徴収させる。</p> <p>この年、新井田川右岸に倉庫を増築して米穀を入れ、この地域を新米屋町と称する。</p> <p>10－20 甘糟景継が安曾野帯刀へ、軍役普請用の租米2,000刈の収納を命ずる。</p>
1594	3	甲午	<p>10－28 太閤秀吉が聚落第で饗応の際、甘糟景継に供奉を命ずる。甘糟景継は羽黒山正善院を大修復する。</p>
1596	慶長 10.27	丙申	<p>4－11 羽黒山正善院の修復を終え、入仏供養を執り行う。</p>
1598	3	戊戌	<p>3－ 秀吉の知遇を得た上杉景勝が、越後から会津へ転封になる。景勝は会津4郡、仙北8郡、置賜・田川・飽海・佐渡、合わせて120万石を領する。</p>
1598	3	戊戌	<p>上杉景勝の従臣甘糟景継が、白石2万石（宮城県）の城代として転封され、代わって志駄（田）義秀が東禅寺城代となる。</p>
1600	5	庚子	<p>9－ 上杉景勝が反徳川の兵をあげる。</p> <p>9－15 関ヶ原合戦で徳川家康が大勝する。</p>

西 暦	和 暦	干 支	歴 史 事 項
1601	慶長 6	辛丑	8－17 最上義光は関ヶ原の戦功により、飽海・田川・櫛引・由利の4郡を加増される。 志村伊豆守光保には東禅寺城3万石を、新関因幡守久正には藤島城7,000石を、北楯大学助利長には狩川3,000石を与える。
1607	12	丁未	因幡堰の開さく始まる。
1609	14	己酉	青龍寺川が開さくされる。
1610	慶長 15	庚戌	この年頃、手蔵田興野・熊野田興野を開村したと伝えられる（酒田市史年表）。
1611	16	辛亥	5－12 甘糟景継没する。享年62歳。菩提寺は林泉寺。
1612	17	壬子	北楯大堰が開さくされる。
1620	元和 6	庚申	この年、福島村を開発したと伝えられる（荘内歴史年表）。
1622	元和 8	壬戌	7－18 最上義俊が改易・減封され、三河・近江の1万石を領有する。 9－25 酒井忠勝が信州松代より庄内に移封され、13万8,000石を領有する。
1623	元和 9	癸亥	この年、村井理右衛門が土崎村を開発したと伝えられる（飽海郡誌）。 この年、最上家の家臣小嶋鹿之助が茨野新田16石余を開発したと伝えられる（飽海郡誌）。 小牧新田は、この年以來の開発によると伝えられ、当初68石余であった（飽海郡誌）。
1635	寛永 12	乙亥	この年、堀兵助・作助が大野新田50石を開発する（酒田市史年表）。
1647	正保 4	丁亥	12－11 酒井忠勝の第4子・大学頭忠恒が、中山地方8,000石、左沢地方1万2,000石、合計2万石を以て分封される。
1649	慶安 2	己丑	上堰が開さくされた年と推定されている。水源は田沢川であり、取入口は田沢新田にある。南田沢・上北目・上餅山・上茗ヶ沢・土淵を流れ、松山町の中心地、片町・北町・本町・荒町を通り、山寺との境から西に向かい、最上川に流れる。
1650	慶安 3	庚寅	この年、最上川新川開さくにより、大宮が飽海郡と陸つづきになる（亀ヶ崎史）。
1655	明暦 4.13	乙未	2－25 大町村組頭仁右衛門、同源蔵を筆頭とする百姓連中は、最上氏時代から早魃の際には諸役を免除してもらっている事例をあげ、開田に伴う小物成や郡役の免除を願い出る。

西 暦	和 暦	干支	歴 史 事 項
1657	明暦 3	丁酉	庄内藩士竹内十太夫が中野谷地を開発し、 <b>中野新田村</b> を開く（飽海郡誌）。
1661	寛文 4.25	辛丑	近世村落確立期の「五人組帳」は60～70項目から構成され、 <b>農業用水の取り扱い</b> についても記述するようになる。 この頃、 <b>中野新田村</b> が開発される。これまで中野新田村は、 <b>山楯組本川村・石橋村・桜林村・桜林興野村・郡山村</b> 5ヵ村からの捨水を利用して <b>いた</b> 。
1668	寛文 8	戊申	最上川洪水による川欠けのため、川南 <b>遊摺部</b> 30軒の内、18軒が漆曾根谷地に移り、新田を開く。大多与右衛門が中心になっていたので <b>大多新田</b> と称する（大泉紀年、飽海郡誌）。
1673	延宝 9.21	癸丑	4－ <b>大町堰</b> （溝）では最も古い「 <b>番水刻限割</b> 」（ <b>覚</b> ）が <b>平田郷大堰守</b> 「 <b>田中家文書</b> 」から発見される。これには <b>平田郷漆曾根組</b> 村々の <b>番水</b> （分水）時刻割が記されている。
1674	2	甲寅	<b>上郷堰</b> が開さくされる。 <b>荒興野・成沢・大川渡・地見興野</b> 地区の開田開発を目的とし、最上川から取水する。
1678	6	戊午	<b>熊野田村</b> の <b>田中伝吉</b> が俸禄100石、一人扶持で、 <b>現存史料</b> では <b>初代</b> の <b>平田郷大堰守</b> に就任する。
1679	7	己未	2－ <b>平田郷茨堰</b> の刻限割がある。 3－ <b>中野新田村・大多新田村・山本村</b> 3ヵ村が <b>大町堰</b> 子に入る。 <b>山谷溜池</b> （堤）が <b>郡奉行関新右衛門</b> を <b>工事監督</b> として築造される。
1684	貞享 2.21	甲子	この頃庄内藩の実収穫高は、表高14万石に対して23万8,169石8斗である。
1685	2	乙丑	2－ <b>平田郷中野新田村</b> の <b>肝煎・長人</b> 百姓等は、 <b>新田開発</b> に伴う <b>用水不足</b> 解消のための <b>見分</b> を <b>郡奉行所</b> へ申請する。 8－ <b>平田郷茨堰</b> 一口請（受） <b>水門</b> が築造される。高さ3メートル、幅2.7メートル、長さ3.6メートルである。 この頃、 <b>山谷堰</b> から <b>桜林興野村</b> 北方、さらに <b>手蔵田村</b> を流れる <b>古堰</b> の <b>用水</b> をめぐって、 <b>中野新田村</b> と <b>手蔵田村</b> が <b>水争い</b> を繰り返す。 この年、 <b>平均免</b> （租率）4ツ8517の <b>大豊作</b> 。 <b>佐藤宗右衛門</b> が楯之内 <b>新田</b> を開発。のち <b>手蔵田村</b> に合併（飽海郡誌）。
1686	3	丙寅	3－24 <b>坂本新田村</b> は、 <b>新田開発</b> によって <b>旧来</b> の <b>本田堰</b> が <b>破損</b> するよう <b>な</b> ことがあっても、 <b>自力修復</b> することを <b>大堰守</b> に約束する。この年、 <b>浮塵子</b> （ウンカ）の <b>大発生</b> により <b>大不作</b> 。 <b>平均免</b> 3ツ0191。

西 暦	和 暦	干支	歴 史 事 項
1695	元禄 8	乙亥	3－ 平田郷熊野田村の百姓11名が、舟通り水門下堰掘り下がりのため城米舟運に支障を生じていると申し出て、長さ65メートル、幅3メートルにわたる堰の掘替えを申請する。
1699	12	己卯	平田郷 2代目大堰守伝吉は、就任に際し神文（起請文）を提出する。神文提出は大堰守就任時の恒例行事である。
1704	宝永 3.13	甲申	宝永元年から同7年（1710）にかけて柳沢堤・茨堰・寺田堰 <small>ほんみず</small> の番水刻限割の一部が、大堰守田中家文書「色々覚帳 <small>いろはるおぼえ</small> 」に記されている。 この年、日照りによる旱魃あり。
1706	3	丙戌	5－25 大町堰子村々への分水順位は、従前からの加入村を優先することを確認する。この申し合わせを郡奉行と代官へ届け出る。 5－ 生石（大石）村・滝野沢村・矢流川村・楯野内新田村・古荒新田村・中野新田村・大多新田村が、大町組新堰子として加入する。
1706	宝永 3	丙戌	6－ 山谷堤 <small>やまやつつみ</small> の樋が、洪水により破損する。 6－ 山楯組飛鳥村草谷地地区は田圃への水乗りが悪いため、大町堰子への加入を嘆願する。 11－ 郡奉行神尾弥市右衛門は、山谷村堤樋水門守庄九郎・源右衛門に、堤守勤方5カ条を認めた「溜池樋水門守心得書」を渡す。この年の「大町堰夜水刻限割付帳」がある。
1707	4	丁亥	平田郷漆曾根組寺内村・北境村・金生沢村・境興野村4カ村水門を建て直す。 宝永年間（1704～1711）頃の大町堰子組別負担割合は、①山楯組50.3パーセント（3,925石）、②大町組23.9パーセント（1,868石）、③手蔵田組17.3パーセント（1,351石）、④関組8.5パーセント（663石）
1714	正徳 4	甲午	3－ 平田郷山楯組上郷8堰子村々への分水幅記録が、平田郷大堰守田中家文書「色々覚帳」に記されている。
1717	享保 2	丁酉	平田郷 3代目大堰守伝四郎が、父親伝吉と父子勤に入る。
1720	5	庚子	この年、ウンカの大発生や洪水などにより大凶作（籾筋編 下）。
1727	12	丁未	この年、漆曾根組熊野田村大水門を建て直す。高さ3.6メートル、幅4.5メートル、長さ5.4メートル、両袖1.2メートル。 この年、札谷地大水門を修復する。
1728	13	戊申	この年、荻島村大水門を建て直す。

西 暦	和 暦	干 支	歴 史 事 項
1729	14	己酉	この年、 <sup>かみこづつみ</sup> 上小堤村水門を建て直す。 この年、早魃。
1730	15	庚戌	この年、大多新田村水門を建て直す。
1731	16	辛亥	この年、茨堰定法水門（ <sup>いちのくち</sup> 一口水門）を建て直す。
1732	17	壬子	この年、 <sup>ひるぬま</sup> 町屋村蛭沼水門を建て直す。 この年、 <sup>おおつぎ</sup> 大槻新田村大水門を建て直す。
1733	18	癸丑	5－ 平田郷3代目大堰守伝四郎は、早魃による被害の大きい地域へ見分に基づいて優先的に分水したため、大町堰末流村々より宝永3年（1706）の大町堰本堰子村と新規加入堰子村との約定に外れると、異議を唱えられる。これに対して伝四郎は、2,000字におよぶ答弁書を認め、実地見分に基づき干損状況に応じて通水したことを、人道的な立場から釈明する。 10－ <sup>いづみやち</sup> 泉谷地堤樋を新規に築造する。
1734	19	甲寅	3－14 <sup>こおり</sup> 郡奉行本多忠左衛門は、用水分配に当たっては大堰守の「共栄無私」の精神によって各組への分水に差別がないようにし、早魃・渇水時には、村役人による寄合評議によって裁断するように大庄屋ほかへ通達する。 この年、漆曾根組4ヵ村上谷地水門を建て直す。
1736	元文 4.28	丙辰	この年、熊野田村南水門を建て直す。
1737	2	丁巳	11－30 平田郷4代目大堰守伝吉は、就任に当たり郡代役所へ神文（起請文）を提出する。 この年、漆曾根組4ヵ村大谷地水門を建て直す。 この年、山谷溜池涵養林（水林）へ、杉1,200本、松3,500本を植林する。
1738	3	戊午	5－ <sup>こおり</sup> 郡奉行（庄内藩）は、 <sup>やまやつつみ</sup> 山谷堤大樋水門、同落水門の修理費負担割合を、庄内藩からの下付金3分の2、地元水村々の負担3分の1とする。大町堰一口水門・ <sup>じゅうもんじ</sup> 十文字水門・山谷新田前落水門普請費用の負担割合を、庄内藩3分の1、地元水村々3分の2にすると発表。 10－ <sup>こおり</sup> 郡奉行は溜池水源涵養のため、大庄屋庄司与助・ <sup>ぬいのすけ</sup> 佐藤縫殿助へ植林の奨励、森林造成を命ずる。 この年の秋から翌元文4年春にかけて、山谷堤樋を修復する。 この頃、 <sup>ほかびき</sup> 茨堰は平沢堰と三千苜堰へ、 <sup>へいさつ</sup> 定規杭・定木杭により分水している。その分水方法を「三方平均土台」と称している。 この年、山谷溜池涵養林（水林）へ、杉1,000本を植林する。
1739	4	己未	この年、山谷溜池涵養林へ、杉300本、檜200本を植林する。

西 暦	和 暦	干支	歴 史 事 項
1740	5	庚申	この年、漆曾根組7ヵ村寄合水門の建て直しを行う。7ヵ村とは福島・手蔵田興野・熊野田興野・大野新田・勝保関 <small>がっほせき</small> ・中野新田・大多新田村々のことである。水門の高さ3メートル、幅3メートル、長さ3.6メートル、両袖60センチである。
1741	寛保 2.27	辛酉	3－ 萩島村大水門を修復する。 この年、上小堤村水門 <small>かみこづみ</small> を修復する。 この年、札谷地大水門を建て直す。
1744	延享 2.21	甲子	5－ 代官永原伊右衛門は、檜橋村で雨乞い祈祷する。
1746	3	丙寅	この年、町屋村蛭沼 <small>ひるぬま</small> 水門を建て直す。 この年、大多新田村水門を建て直す。 この年、泉谷地堤樋を修復する。
1747	4	丁卯	春、萩島村岩田水門を築造する。 6－ 漆曾根組熊野田村大水門の全面修復を行う。工事費は10両で、半額を庄内藩の補助金によって賄う。用材は栗材である。
1748	寛延 7.12	戊辰	この年、大町堰一口請水門を建て直す。
1749	2	己巳	この年の春、上小堤村水門 <small>かみこづみ</small> を栗材で建て直す。
1750	3	庚午	この年、漆曾根組4ヵ村大谷地水門を大修復する。 この年、茨堰定法水門（一口水門）を建て直す。
1751	宝暦 10.27	辛未	この年の春、漆曾根組4ヵ村上谷地水門を建て直す。 この年の盆後、山谷新田下落水門を修復する。 3－18 春の手当支給に伴い平田郷5代目大堰守伝九郎 <small>こおり</small> は、郡奉行・代官所へ音物 <small>いんもつ</small> （進物）を持参する。 5－23 代官石井幸右衛門が平田郷で、雨乞い祈祷する。
1752	2	壬申	6－5 代官永原伊右衛門が平田郷で雨乞い祈祷する。 秋、大町村下大水門を栗材で建て直す。同じく大槻新田村大水門 <small>おおいき</small> を栗材で建て直す。
1753	3	癸酉	春、山谷堤落水門を建て直す。
1754	4	甲戌	4－29 代官氏家嘉右衛門が飛鳥村で雨乞い祈祷する。

西 暦	和 暦	干 支	歴 史 事 項
1755	5	乙亥	5-7 平田郷代官永原伊右衛門が、檜橋村で雨乞い祈禱する。 春、6ヵ村水門の建て直しを仰せつかる。6ヵ村とは、本川・茨野新田・小牧・小牧新田・石橋・石橋新田村々のことである。水門の高さは3メートル、幅3メートル、高さ3.6メートル、両袖1.5メートルである。この年、「宝五の飢饉」。土用中에서도暖かくならず、夏衣を着る者もないほどの寒冷な夏であったと記録されている。虫や蟬や蛇も姿を見せず、花も咲かない年であったが、大根のみは大豊作であったという。
1756	6	丙子	この年、荻島村大水門を建て直す。
1758	8	戊寅	5-3 平田郷代官菅善太が雨乞い祈禱する。
1759	9	己卯	1- 大町堰一口請（受）水門の冠木、土留板、袖柱が老朽化したため修復する。 6-22 平田郷代官吉川清右衛門が雨乞い祈禱する。 秋、町屋村蛭沼水門を建て直す。
1760	10	庚辰	春、漆曾根4ヵ村大谷地水門を松材で建て直す。同じく荻島村岩田水門、勝保関村大水門、大多新田村水門を建て直す。
1764	明和 6.2	甲申	春、荻島村大水門を檜材で建て直す。同じく熊野田村大水門を修復する。 この年、泉谷地溜池水門の修復を完了する。
1765	2	乙酉	5- この年の「大町堰分水刻限割」に、第1日目夕刻から第11日目朝までの10晩にわたる分水時間が記されている。これにより、大町堰の番水の中樞は夜掛け水・夜間分水であったことがわかる。 この年、大町堰一口請（受）水門を建て直す。
1767	4	丁亥	6-2 平田郷代官早田甚助が雨乞い祈禱する。 夏、上小堤村水門を檜材で建て直す。盆後、熊野田村大水門を建て直す。
1768	5	戊子	5-27 修験衆が北境村で雨乞い祈禱する。 7-8~10 修験衆が雨乞い祈禱する。
1769	6	己丑	2- 山谷新田下落水門を修復する。4月より5月にかけて、修験衆が北境村で雨乞い祈禱する。 6-11 平田郷代官早田甚助が檜橋村で雨乞い祈禱する。
1771	8	辛卯	秋、町屋村蛭沼水門を修復する。
1772	安永 11.16	壬辰	盆後、大多新田村水門の建て直しを仰せつかる。この頃、私谷地大水門の建て直しを仰せつかる。同じ頃、山楯組6ヵ村（本川・茨野新田・小牧・小牧新田・石橋・石橋新田）水門の建て直しを仰せつかる。また、茨堰定法水門（一口水門）を建て直す。

西 暦	和 暦	干支	歴 史 事 項
1773	2	癸巳	3 - 萩島村岩田水門を建て直す。 9 - 26 泉谷地堤樋を修復する。
1774	3	甲午	<sup>がつぼせき</sup> 春、勝保関村大水門を建て直す。 9 - 大町堰一口請水門を修復する。
1775	4	乙未	盆頃までに <sup>やまやつみとい</sup> 山谷堤樋を修復する。
1776	5	丙申	9 - 山楯組肝煎が、大町堰を利用した <sup>しおき</sup> 塩木流し（海岸集落で使用 する製塩用焚木を大町堰を利用して送流すること）の中止を嘆願する。理 由は堰底掘り下がりによる用配水の困難や水門施設の破壊などをあげて いる。塩木は一般燃料材としても使用された。 10 - 19 泉谷地堤樋を修復する。
1777	6	丁酉	秋、山谷新田下落水門の建て直しを仰せつかる。
1778	7	戊戌	2 - 安永6年7月の洪水による一口請水門破損箇所を修復する。 この年、 <sup>おぎしま</sup> 萩島村大水門を修復する。
1779	8	己亥	2 - <sup>しもがつぼ</sup> 下勝保関村水門を建て直す。 この年、大町堰山谷村前十文字水門の建て直しをする。同じく漆曾根組 三カ村水門の修復を行う。三カ村とは上漆曾根・中漆曾根・下漆曾根 村々のことである。水門の高さは3.6メートル、幅5.4メートル、長さ5.4 メートル、四方袖1.2メートルである。 秋、漆曾根組4カ村大谷地水門を建て直す。
1780	9	庚子	秋、町屋村 <sup>ひるぬま</sup> 蛭沼水門を建て直す。 この年、漆曾根組 <sup>おぎしま</sup> 萩島村大水門を建て直す。水門の高さは3.6メートル、 幅5.4メートル、長さ5.4メートル、四方袖1.5メートルである。同じく漆 曾根組 <sup>ごうのめ</sup> 郷野目村大水門の建て直しを行う。水門の高さは3.6メートル、 幅5.4メートル、長さ5.4メートル、四方袖1.8メートルである。
1781	天明 4.2	辛丑	4 - 萩島村大水門を建て直す。
1782	2	壬寅	この年、 <sup>やまだて こまぎ ぼらげき</sup> 山楯組小牧村前最上街道茨堰三枚橋水門を修復する。
1783	3	癸卯	この年、冷害による「天明の大飢饉」。庄内では <sup>しやうかん</sup> 傷寒病（熱病、今のチ フスの類）が蔓延する。救米300俵により、飢えをしのぐ。
1784	4	甲辰	秋、茨堰定法水門（一口水門）の修復を仰せつかる。
1785	5	乙巳	5月の洪水による大町堰一口請水門大破により、建て直しを行う。
1786	6	丙午	盆後、熊野田村大水門の建て直しを仰せつかる。

西 暦	和 暦	干支	歴 史 事 項
1787	7	丁未	9－ 大町堰 <sup>やまや</sup> 山谷村前十文字水門戸板の取替え願いを平田郷大庄屋尾形庄蔵・岡本勘六・大沼惣助へ提出する。
1788	8	戊申	春、熊野田村南水門を建て直す。 8－ 大槻新田村大水門を建て直す。同じく、大多新田村水門を檜材で建て直す。 10－ 山谷新田下落水門の建て直しを仰せつかる。
1789	寛政 1.25	己酉	3－ 山谷堤落水門を建て直す。 この年、漆曾根組中野曾根・上興野村新田水門を修復する。同じく、漆曾根組郷野目村大水門の建て直しを行う。
1790	2	庚戌	3－ 洪水により山谷 <sup>やまや</sup> 新田下落水門が破損する。 春、勝保関村大水門を建て直す。 10－20 平田郷堀野内村 <sup>ほりのうち</sup> 三十郎が1,000本の塩木 <sup>しおき</sup> を田沢村川原より堀野内村まで流したため、騒ぎが大きくなる。 11－ 平田郷大堰守伝吉 <sup>しおき</sup> は大庄屋へ塩木流し、材木流しの取締りについて上申する。その際、流木は許可制にしてほしいと書き添える。この月、庄内藩は平田郷・荒瀬郷大庄屋宛に、流木一切を禁ずる通達を出す。
1791	3	辛亥	3－ 山谷溜池 <sup>やまや</sup> 周囲の山林維持について山谷村 <sup>きたまた</sup> と北俣村 <sup>えんどう</sup> （円道・中村・本宮 <sup>もとみや</sup> ）との間に土地境界をめぐる論争があり、郡奉行は地図を描かせて、約束ごとを裏書きさせる。 10－ 桜林村・桜林興野村で、大町堰を利用した流木事件がふたたび発覚する。肝煎・総百姓は、大堰守へ今後流木させないようにすると約定する。 この年、漆曾根組3ヵ村水門を修復する。 二俣川を締め切り、1,200メートルの二重堤塘を築く。これを公義土手と称す（亀ヶ崎史）。
1792	4	壬子	2－ 大町堰一口請水門を修復する。
1793	5	癸丑	1－ 漆曾根組 <sup>おざじま</sup> 荻島村大水門の老朽化が激しいため、平田郷大庄屋へ修復を申請する。 6－ 漆曾根組郷野目村大水門の建て直しを盆過ぎまで終了するよう平田郷大庄屋へ申請する。 8－ 山谷堤樋を修復する。 この年、平田郷6代目大堰守伝吉の後役（跡役）として、平田郷割役嘉助 <sup>か</sup> が大堰守を兼帯する。

西 暦	和 暦	干 支	歴 史 事 項
1794	6	甲寅	<p>1－ 「寛政6年寅正月平田大堰御用留帳」の大町堰刻限大割に、第1日目午後6時より第11日目朝までの大雑把な刻限割が記されている。</p> <p>2－27 この頃の大町堰入用諸品組別負担割は、山楯組50パーセント、大町組24パーセント、手蔵田組18パーセント、関組8パーセントである。</p> <p>3－16 平田郷8代目大堰守田中元助（昌興）は、会所で小頭 役田村久右衛門見届けの中で、神文（起請文）誓約する。</p> <p>5－19 平田郷大堰守は、田沢川上流部の普請に必要な小俵3,000俵を、山谷村へ明後21日まで納入されるよう大組頭4人へ要請する。</p> <p>6－4 平田郷大堰守は大組頭4人へ、大町堰口砂利埋まり瀬浚いと、締切り修繕工事のため、人足割の通り明5日、山谷村へ出動されるよう要請する。</p> <p>6－5 平田郷大堰守は4人の大組頭へ、田沢川上流普請用の喰明俵2,000俵を、山谷村へ8日まで納入されるよう要請する。</p> <p>6－9 6月7日の洪水による大町堰口の破損箇所は、①中野俣川締切り元1カ所40メートル、②請（受）水門前1カ所5.4メートル、③十文字水門袖1カ所であることを、大堰守が大庄屋へ報告する。さらに大町堰口修復に必要な指合倉木20荷、2間長木14荷、2本持木25荷、合計59荷を明後11日に差し出させるので、村々は10日中に剪出し終了できるように、その手配方を大庄屋に依頼する。</p> <p>6－10 洪水による堰口締切り破損箇所修繕のため、各村々が鎌・荷縄・鍬・めっかい（メッケのこと）を持参して詰める（出動する）。大町堰子人足割当数は、山楯組39人、大町組18人、手蔵田組13人、関組6人、合計76人である。</p> <p>6－14 「寛政6年寅正月平田大堰御用留帳」に、6月14日から7月7日までの「通水日割覚」がある。</p> <p>6－16 大町堰口締切り洩れ止め作業のため、大町堰子4組は鍬・もっこを持参して山谷村へ詰める。</p> <p>6－17 平田郷大堰守は田沢川締切り破損箇所修復のため、①倉木4メートル50センチを3本、②1本持6荷、③指合木4荷、④4本持5荷、⑤長木3.6メートル10荷の手配を大組頭へ依頼する。</p> <p>6－29 大町堰口田沢川締切り洩れ止め作業のため、大町堰子人足割（76人）によって山谷村へ詰める。</p> <p>6－23 平田郷大堰守は4人の大組頭へ、大町堰台囲頭普請用の大俵1,000俵を山谷村へ納入されるよう依頼する。1,000俵の大町堰子割は、①山楯組503俵、②大町組239俵、③手蔵田組173俵、④関組85俵である。</p> <p>秋、茨堰定法水門（一口水門）の建て直しを仰せつかる。 この年、泉谷地溜池水門を建て直す。</p>

西 暦	和 暦	干 支	歴 史 事 項
1795	7	乙卯	この年、大町堰一口請水門老朽化のため修復する。
1796	8	丙辰	3－ 漆曾根組3ヵ村水門の腐朽が激しいため、盆過ぎまで建て直されるよう平田郷大庄屋へ願い出る。 秋、町屋村 <small>ひるぬま</small> 蛭沼水門を建て直す。
1797	9	丁巳	3月3日夜の洪水により、大町堰一口請水門が破損する。 春、漆曾根組4ヵ村大谷地水門を建て直す。 この年、山谷新田下落水門を建て直す。
1798	10	戊午	春、漆曾根組4ヵ村上谷地水門を建て直す。同じく荻島村大水門を建て直す。 秋、熊野田村大水門を修復する。
1799	11	己未	3－ 大町堰末流の枝堰に当たる兼子堰用水ならびに治郎兵衛落水門 <small>おちすいもん</small> の所属をめぐる、鶴渡川原村入作地 <small>いりさくち</small> 耕作者と古荒新田村との間に訴訟が起きる。 7月17日の洪水により大町堰一口請水門が破損する。 この年、大町堰山谷村前十文字水門戸板取替え願いを平田郷大庄屋岡本善作・尾形勇太・大沼惣助へ提出する。
1803	享和 3	癸亥	6－21 夜中の洪水で大町堰一口請水門が破損する。 この年、泉谷地堤樋を修復する。
1804	文化 2.11	甲子	冬、茨堰定法水門を修復する。
1805	2	乙丑	8－ 熊野田村大水門を建て直す。
1806	3	丙寅	4－ 洪水により大町堰一口請水門が破損する。 この年、大町堰山谷堤 <small>やまやづみ</small> 落水門の修復をする。
1808	5	戊辰	6－29 洪水により大町堰一口請水門が破損する。
1812	9	壬申	3－ 大町堰山谷堤落水門が老朽化により大破したため、建て直す。 水門の高さ3メートル、幅1メートル、長さ3.6メートル、四方袖1メートルである。普請大工棟梁は松山の卯吉、山谷村の長八、 <small>そまつり</small> 杣取は七左衛門、 <small>こびき</small> 木挽は山谷村の助四郎と善六である。
1813	10	癸酉	5－ 中野新田村と手蔵田村との古堰用水争が起きる。
1814	11	甲戌	10－ 大町堰山谷堤落水門を建て直す。 茨堰三方平均土台の簀敷がまくりあげられたため、板樋に替える。
1817	14	丁丑	6－ 大町堰山谷堤落水門底に大穴があき大破したため、建て直す。

西 暦	和 暦	干 支	歴 史 事 項
1818	文政 4.22	戊寅	6－7 洪水により大町堰一口請水門が流失する。 山谷堤落水門の袖下に大穴があいたため、袖柱土台を1メートル下げて組直す。
1820	3	庚辰	この年、泉谷地溜池の拡張工事を行い、堤防を40メートル南に新しく築造する。
1823	6	癸未	中野新田村と手蔵田村との間で水争いが生ずる。
1825	8	乙酉	遊佐庄泉の高橋九左衛門「頌徳碑」に、乾田農法を試験的に導入した記録が刻されている。
1826	9	丙戌	この年、山谷堤水門を建て直す。
1828	11	戊子	6－ 勝保関村と土崎村は、「定香」（線香の燃焼量による時間の計測）分水を考える。
1829	12	己丑	6－1 檜橋村川原新田地区は大町堰の番水制以外の所にあったので、用水を忍び取る工作を施したが、発見されてしまう。忍び取りの方法は、底樋を大町堰台へ伏せるやり方である。
1830	天保 12.10	庚寅	10－11 平田郷9代目大堰守田中祐治は小頭衆立会いのもと、神文（起請文）に誓約する。
1833	4	癸巳	天保の大飢饉。寒気激しく、夏でも裕を着るほどであった。庄内藩は「穀改め」と「合積り」を実施する。平田郷田沢組の作柄は、坪当たり5合から6合である。 9－8 凶作につき「板札」による米の廉売（下値米売）を始める（土田嘉助文書）。
1834	5	甲午	この年、郷村の不足米が28万3,700俵に達する。 5－ 平田郷田沢組で粥座を始める（土田嘉助文書）。
1835	6	乙未	秋、平田郷田沢組の落合に、「木座」が設けられる。
1836	7	丙申	庄内藩は飢饉対策として貯粉令を出す。
1837	8	丁酉	9－ 田沢組の「木座」が丸木を大町堰に流そうとしたため、山楯組の肝煎は、連名で丸木流しの中止を大庄屋に要請する。

西 暦	和 暦	干 支	歴 史 事 項
1842	13	壬寅	<p>6－ 平田郷山楯組・漆曾根組・大町組・田沢組の肝煎・大堰守・大組頭・大庄屋等が、新堰掘割りによる混乱防止を取決め、郡奉行へ届出る。しかし、田沢村村民と地主との意見一致が遠のき、新堰掘割り着工は延期になる。後刻、田沢組地内への新堰掘割りが許可される。</p> <p>この年、山楯組大庄屋大沼夏右衛門（信吉）が、相沢川と田沢川との合流点より600メートル上流に架堰樋を設置し、平田揚取入口まで導水する案を提出する。</p>
1844	弘化 12.5	甲辰	<p>茨堰三方土台の板樋が破損したため、据直す。この時定木杭（分水定規）の位置が分からず、固定できなくなり、推測により据直す。反洞築き立ての時に、定木杭が土俵下に隠れてしまったためではないかと考えられる。茨堰紛争の一因となる。</p>
1847	4	丁未	<p>3－ 本川・茨野新田・小牧の村々は用水に不自由しているため、本川村の上方にある大町堰へ請水門を増設してくれるよう平田郷大堰守へ申し出る。</p> <p>5－ 漆曾根組8カ村は、本川村上部への水門設置に異議を唱え、抗議文を提出する。</p>
1848	嘉永 2.28	戊申	<p>6－1 山楯組大庄屋大沼夏右衛門は平田郷各組々の役人に、新堰案について協議するよう通達する。</p> <p>6－16 最上川からの疏水・新堰願いについて、山楯組・漆曾根組・大町組の8名が署名する。</p> <p>7－24 山楯組大庄屋大沼夏右衛門は、三之宮へ大町堰子村々の肝煎等が参集した際、最上川疏水案の大綱を発表する。この日、大町堰子村々は、最上川からの疏水について請願書を認める。</p>
1849	2	己酉	<p>茨堰分水土台が15センチ（5寸）高くなる。平田郷漆曾根組13カ村に用水が流れず、渇水状態になる。</p> <p>茨堰三方平均土台による分水に公平を欠くようになり、紛糾が激化する。以後、平田郷・荒瀬郷の村役人は、数次にわたって庄内藩郡奉行や代官へ、紛争解決方について口上書による嘆願をする。この一件についての経過は、第4章第2節「水争いの事例」の「7、茨堰“三方土台”設置をめぐる平田・荒瀬両郷の攻防」に記述している。</p>

西 暦	和 暦	干 支	歴 史 事 項
1851	4	辛亥	<p>4－14 平田郷で先年よりの定木杭を発見したので据直しを相談するも、荒瀬郷は弘化元年（1844）据直しの際の目印（三角杭）でなければ据直し罷りならずと主張する。割杭が、古来よりの水中定木杭より13.8センチ（4寸6分）高く見える。荒瀬郷は、土台木をわずか1.5センチ（5分）だけしか引き下げることができないと主張する。</p> <p>4－ 平田郷大組頭卯七・恵蔵、大堰守元助と茨堰子13カ村の肝煎長人百姓等は平田郷大庄屋岡本勘作宛に、茨堰三方平均土台の固定化を求めることや、平沢堰・三千苅堰を勝手に掘り込むことのないようにという内容の嘆願書（口上書）を提出する。同月、大庄屋岡本勘作は、これと同じ内容の口上書を郡奉行に提出する。</p> <p>5－18 庄内藩の役人ならびに村方役人等が、茨堰平沢分水現場を見分する。</p> <p>7－25 郡奉行長山伝兵衛が茨堰平沢分水の現場を見分する。この時、郡方首役安藤外内、平田掛滝沢彦右衛門、荒瀬掛中里八十太、平田・荒瀬両郷大庄屋、水下村々役人一統も同行する。</p> <p>8－14 郡奉行長山伝兵衛は、茨堰土台を弘化元年（1844）の定木杭より1.5センチ（5分）引き下げようように指示する。</p> <p>8－ 茨堰平沢分水地区の水下村々は、土台木1.5センチ（5分）引き下げに反対し、定木杭設置の裁定は迷惑であると反発する。</p>
1852	5	壬子	<p>6－ 茨堰水下漆曾根組13カ村の肝煎・長人百姓等は、茨堰一件の解決を要望する嘆願書を提出する。</p> <p>11－ 平田郷山楯組・大町組・漆曾根組・田沢組の肝煎・大組頭・大堰守は、大沼揚竣工後の秩序維持について約束した誓約書を、絵図面とともに平田郷大庄屋へ提出する。</p> <p>この年、田沢川から溝渠を開さくして相沢川を横切って引水する大沼揚（大沼溝）が竣工する。</p> <p>この年、遊摺部村が川北に移転する。北岸五丁野を開き、安政5年（1858）まで漸次現在地に移転する（亀ヶ崎史）。</p>
1853	6	癸丑	<p>2－ 平田郷漆曾根組・大町組・山楯組の肝煎、割役、大堰守、大組頭は、郡奉行所へ今後5カ年間の大町堰普請用木・入用柴・入用人足の用命を嘆願する。</p> <p>6－7 平田郷大庄屋岡本勘作は平田代官所を訪れ、代官へ直談判し、平田村々は郡奉行所の言い分を承服することができないと申し入れる。</p> <p>6－11～13 日照り続きによる渇水のため平田郷大堰守田中元助は、この期間特別通水割を実施する。</p> <p>7－4 渇水により飲料水確保に困難を生ずる。</p> <p>この年、大旱魃。4月16日より7月12日まで雨が降らず、最上川が涸れ、牛馬が徒渉横断する（飛鳥後藤家文書）。</p>

西 暦	和 暦	干支	歴 史 事 項
1855	安政 2	乙卯	7－ 平田郷の大組頭・肝煎は、荒瀬郷平沢堰掛による勝手な掘り込みにより茨堰掛の田圃に水不足を来し、農業を継続できないと大庄屋岡本勘作へ嘆願書を提出する。 この年、漆曾根組大多新田村水門の建て直しをする。
1857	4	丁巳	5－ 茨堰懸役人総代大組頭此右衛門、同恵蔵、大堰守元助は、茨堰用水の分水土台が高くなり、用水が行き届きかねて収穫量に差が出てきたため、平沢堰・三千苅堰とも三方平均土台になるよう手配してほしいと大庄屋へ嘆願書を提出する。同月、大庄屋は同じ内容の口上書を郡奉行へ提出する。
1866	慶応 2	丙寅	6－ 平田郷の大組頭・大堰守をはじめ、13ヵ村の肝煎・長人百姓等が大庄屋岡本弁三郎へ、茨堰・平沢堰・三千苅堰ともに三方土台掘方手配を嘆願する。 6－9 大庄屋岡本弁三郎が登鶴し、同様の口上書を郡奉行へ提出する。 7－9 平田郷大組頭・大堰守・肝煎等が登鶴し、茨堰土台を1.5センチ（5分）引き下げられるよう嘆願する。 7－ 大庄屋岡本弁三郎は、茨堰平沢分水板樋の改修について郡奉行ならびに代官に嘆願する。 10－4 郡奉行が茨堰を見分する。
1867	3	丁卯	5－18 平田・荒瀬両郷立会いのうえ、平沢分水土台樋浮き上がりの修復に取り掛かる。立会人は両郷大庄屋・大組頭・大堰守・肝煎・杖突・水守等である。 6－10 郡奉行がふたたび茨堰分水現場を見分する。 10－19 郡奉行は「平田・荒瀬両郷は茨堰分水土台について熟談するように」通達する。 10－22 茨堰一件の仲介役を遊佐郷宮野内組大庄屋齋藤雄蔵が拝命する。同日、代家にて平田・荒瀬双方の言い分を聴く。平田郷は荒瀬郷へ分水土台を3センチ（1寸）下げることで納得すると申し入れる。 10－28 郡奉行中村貫蔵は平田・荒瀬両郷大庄屋へ「茨堰分水の件は、双方熟談にまで至りかねている。双方代官と十分評議のうえ、追って指示する。各々役人どもは帰村するように」と通達する。
1868	明治 9.8	戊辰	山楯 <small>こまぎ</small> 小牧村前、最上街道茨堰 <small>ばらげき</small> 三枚橋水門を建て直す。

西 曆	和 曆	干支	歴 史 事 項
1869	2	己巳	<p>2－ 平田郷12代目大堰守田中元介は100石を給され、大組頭格として一代苗字を許される。</p> <p>10－22 川北3郷の農民は酒田山王社（日枝神社）に集まり、雑税廃止・苦役免除・天食米借り入れなど18カ条におよぶ嘆願書を酒田県に提出する。<b>天狗騒動始まる</b>。この頃、平田郷では郷中の農民が飛鳥神社に集まり、石代納要求（米納の代わり金納で）を決める。</p> <p>11－16 酒田県は雑税の一部免除を回答したが農民はこれを不満とし、騒動が激化。百姓数千人が大庄屋宅6軒、肝煎宅17軒、米屋等に打ちこわしをかけたため、<b>酒田県の農民支配機構は麻痺する</b>（酒田市史年表）。</p> <p>12－3 大原重美（京都の公家）が酒田県知事に任命され、天狗騒動指導者の捕縄に乗り出す。翌年、大原県知事は天狗党に妥協案を提出する。</p> <p>この年、大凶作。</p>
1870	3	庚午	<p>1－ <b>第一次酒田県の支配総高は24万7,000石余である</b>。秋田県の由利・仙北部分や、尾花沢・高畑等の各酒田県出張所分を含む。</p> <p>9－ 天狗騒動に対する不手際から大原知事は免官となり、第一次酒田県も廃県に至る。代わって<b>第一次山形県管轄へ移行する</b>。</p> <p>この年、漆曾根組大多新田村水門老朽化のため、建て直しを申請する。</p>
1871	4	辛未	<p>この年、漆曾根組4カ村蛭沼水門を建て直す。4カ村とは上漆曾根・中漆曾根・下漆曾根・町屋村々のことである。水門の高さは3メートル、幅3メートル、長さ4.5メートル、袖の長さ1.2メートルである。同じく漆曾根組5カ村大水門を建て直す。5カ村とは横代・大槻新田・手蔵田・上小堤・下小堤村村々のことである。水門の高さは3.6メートル、幅5.1メートル、長さ7.2メートル、前袖2.1メートル、後袖1メートルである。</p> <p>9－7 <b>田畑勝手作を許可する</b>。</p>
1872	5	壬申	<p>2－15 <b>土地永代売買の禁を解く</b>。</p> <p>4－9 <b>大庄屋・名主・年寄等を廃止し、戸長・副戸長を置く</b>。</p> <p>8－12 <b>田畑貢租米の金納を許可する</b>。しかし、酒田県（明治4年11月2日より第二次酒田県発足）は特権商人による買請石代納制を実施し、農民からは4斗8升俵の正米を従来通り貢納させたため、後刻紛糾の一因となり、ワッパ騒動勃発のきっかけをつくる。当時米価が高く、金納の方が農民には有利であったことに起因する。ワッパ騒動（一揆）への一連の弾圧に対する反動が、森藤右衛門等による元老院・左院への建白運動となって展開していく。</p>
1873	6	癸酉	<p>7－28 <b>地租改正条例を公布する</b>。</p>

西 暦	和 暦	干 支	歴 史 事 項
1875	8	乙亥	7-7 最上川・相沢川が長期の霖雨により氾濫する。山谷本溝側の堤防が欠壊する。泉谷地溜池、一口水門、田沢揚、二番請（受）水門も破壊される。山谷堤では山崩れが発生し、堤が破壊される。
1876	9	丙子	この年、水源涵養と組合財産蓄積のため、三溜池周辺（山谷・泉谷地・金谷）の山林・原野・田畑を買収する方針を示す。 地租改正に連動する町村合併により、手蔵田村・上小堤村・下小堤村が合併して手蔵田村になる。福島村・手蔵田興野村・熊野田興野村が合併して熊手島村になる。
1878	11	戊寅	6-3 ワッパ騒動（一揆）への判決が出る。農民側の勝利となる。 7-26 「2・3 小区用水方集会議控」は、地租改正に伴う水利費賦課方法の経過を記す。 10-5 入会用水権を有する平田郷村々の代表が、用水分配分賦人を選挙で決定したうえば、これに従うことを大町溝用水増減係に誓約する。 10-20 新しい大町溝水利組合分水方法（番水）を決定する。早害地域への早期対応を、水門幅増によるとしていることが特色である。この頃の大町溝による灌漑面積は1,290町歩、地価総額は42万7,000円余である。この年、番水制における分水基準を、石高から面積および地価に変更する。
1879	12	己卯	5-18 大洪水。 この年、6月から7月にかけて、融雪水をともなった大洪水が発生する。特に6月26日、7月10日大洪水（余目町史年表）。飛鳥の公義土手（江戸幕府関与の土手）が220メートルにわたって破壊され、24戸が浸水する。洪水による被害反別は215町歩に達する。 9-14 大町堰用水路連合会を組織し、県令へ届出る。連合会議長には飛鳥村の長谷部 荘治郎、副議長には勝保関村の佐藤吉右衛門が選ばれる。大町溝区域の土地所有者を中心とした水支配機構確立の黎明である。この日、5月18日からの洪水による破損箇所修復のため、飛鳥村戸長小野寺順太ほか9ヵ村の戸長が、県令に補修工事を嘆願する。 9-20 第1回大町堰用水路連合会を開く。 この年前後から、山形県も稲作技術の改良をはじめとする勸業政策に力を入れ、6,913円を予算に計上する。明治16年には9,230円、同18年には1万3,790円を勸業費として計上する。

西 暦	和 暦	干支	歴 史 事 項
1880	13	庚辰	<p>8－19～22 異常濁水により臨時廻水制限を決める。</p> <p>10－5 鶉渡川原・大町・浜田・古荒新田の4ヵ村は従来 of 分水慣行の不合理是正のため、実地調査に基づいて分水時間および水門幅の適正化を図り、夜水慣行村々との不平等がないようにと大町組用水増減係へ要請する。</p> <p>10－ 大町溝昼水4ヵ村堰々取水時間割ができる。昼水4ヵ村とは鶉渡川原・大町・古荒新田・浜田各村々のことである。</p> <p>12－22 大沼揚(田沢揚)竣工の功績者大沼夏右衛門を顕彰する「大町新溝碑」の入魂祭が飛鳥神社境内で執り行われる。</p> <p>この年の大町溝水路関係支出総額は1,827円47銭2厘である。</p> <p>この年、遊摺部村が大町堰への加盟を願い出る。</p>
1882	15	壬午	<p>11－3 「相沢川水利土功会」設立総会を開催する。</p> <p>11－24 山谷溜池組合31ヵ村惣代堀熊太郎と戸長惣代佐藤儀兵衛等は、山谷溜池周辺の官林10町歩を用材林として無代価で払い下げられるよう嘆願する。</p>
1883	16	癸未	<p>12－24 大町溝関係者総代渡邊九十九・菅井惣左衛門・佐藤儀兵衛は、「大町溝水利土功会規則」裁定願を県令へ提出する。</p>
1884	17	甲申	<p>1－21 「大町溝水利土功会規則」が認可される。土功会の議員定数は27名である。この後、「大町溝外二堤水利土功協議集會規程」が作成される。二堤とは山谷溜池・泉谷地溜池のことである。この年度における大町溝外二堤水利土功会の総反別は1,310町歩、事業精算(決算)総額は3,949円である。</p> <p>2－22 「相沢川河身改修土功会規則」裁定願を山形県令へ提出する。</p> <p>5－7 「区町村会法」が改正され、戸長の官選制が導入される。同法第14条は、府県知事県令による水利土功会開設の可能性を示唆しており、行政サイドによる水利支配に乗り出したことを示している。</p> <p>12－ 飽海郡山谷村の地主齋藤庄左衛門や米島村の菅原孝胤等6名が、山形県から馬耕術修業のために九州へ派遣される。</p>
1885	18	乙酉	<p>5－4 大町溝外二堤水利土功会は、「田沢揚」を「大沼揚」に、「大沼新溝」を「大沼溝」に、「一口請水門」(「一口揚」)を「平田揚」と改称する。</p> <p>この年、大町溝外二堤水利土功会は水源涵養を目的に泉谷地溜池周辺の秣場・草山・山林を買収する。</p> <p>この年、泉谷地溜池を改築する。</p>

西 暦	和 暦	干支	歴 史 事 項
1888	21	戊子	<p>1－11 大町溝水利土功会は上堰<small>うわせき</small>ならびに下堰<small>したせき</small>と「通水約定書」を交す。</p> <p>4－25 市制・町村制が公布される。翌22年4月1日施行。</p>
1890	23	庚寅	<p>5－18 西平田村大町や鶉渡川原村、ならびに中平田村浜田や古荒新田は、早魃のため臨時廻水を要請する。以後も続々と臨時の廻水要請があり、それは合計157件に達する。</p> <p>6－20 「水利組合条例」が法律第46号として公布される。</p>
1891	24	辛卯	<p>この年、最上川自然流水を取水する計画を立て、その実測にとりかかる。</p> <p>この年、飽海郡役所が福岡県勸業試験場の伊佐治八郎<small>いさじはちろう</small>を乾田馬耕教師として招く。この後の乾田馬耕導入により、1日における耕起面積は、人力に頼っていたこれまでの3アール（3畝）から、20アール（2反歩）に達する。飽海郡の乾田化面積は全耕地面積の24.8パーセント、2,500町歩に達する。</p>
1892	25	壬辰	<p>7－12 山形県は「農業改良組合準則」により、水利組合の設立をうながす。</p> <p>7－22 大町溝水利組合と上堰<small>うわせき</small>・下堰<small>したせき</small>間で「通水約定書」の見直しが行われる。</p> <p>9－12 「水利組合条例」により「大町溝水利土功会」を解散し、新たに「大町溝水利組合」を創設する。「大町溝水利組合」が管轄する面積は、1,289町歩である。「大町溝水利組合」創立委員代表は南平田村長の渡邊九十九と中平田村長小華和茂<small>おとてぎ</small>手木であり、初代「大町溝水利組合」管理者に、渡邊九十九が就任する。</p> <p>10－25 「大町溝水利組合規約」を制定する。議員定数は27名である。この年、他地区では「越中堰水利組合」が創設される。</p>
1893	26	癸巳	<p>10－ 金谷池私水門が木製で腐朽が激しいため、石造に改築する。水門を石造に改築することは、大町溝水利組合として初めてのことである。</p> <p>この年、大町溝水利組合の常設委員5名が決まる。また、他地区では「因幡堰<small>いなばせき</small>」「天保堰<small>てんぽうせき</small>」「青龍寺川堰」「北楯大堰」などで水利組合が創設される。</p>
1894	27	甲午	<p>10－22 大地震が発生し、泉谷地溜池の水門をはじめとする各地の灌漑施設が破損する。</p> <p>12－20 酒田市本町村田與治兵衛が、大町溝路を利用しての舟による小作米廻送を申し出て、通水を要請する。</p>

西 暦	和 暦	干支	歴 史 事 項
1897	30	丁酉	<p>3－ 政府が耕地整理によって増歩することがあっても地価を高くしないことを約束したため、地主層は耕地整理事業に意欲を示す。</p> <p>「平田溝普通水利組合」が溝路の修繕や閘門の建設などを目的に創設される。加入村は手蔵田・大槻新田・熊野田・荻島の各村々である。平田溝普通水利組合の管理者は、中平田村村長が兼務する規定である。</p> <p>この年、飽海郡の乾田面積が9,160町歩、全耕地面積の92パーセントに達する。</p>
1898	31	戊戌	<p>3－13 大町溝の施設である水門や溜池の管理に関する「心得書」等を制定する。①水門監守心得書、②山谷溜池監守心得書、③山谷溜池加番心得書、④山谷区水防夫心得書、⑤泉谷地溜池監守心得書、⑥泉谷地溜池周辺部分林管理心得書、⑦溜池監守給、水門日番給。</p> <p>6－14 大町溝水利組合の規約改正により、水利組合の呼称に“普通”の二文字が加わり、「大町溝普通水利組合」となる。</p>
1899	32	己亥	<p>1－ 金谷溜池築造工事が竣工する。</p> <p>5－ 山谷溜池の巖島神社を金谷溜池に勧請し、ここに巖島神社を建立、分霊を鎮座する。</p> <p>3－22 「耕地整理法」が公布される。この「耕地整理法」は、昭和24年（1949）の「土地改良法」制定までの、耕地に関する基本法となる。</p>
1900	33	庚子	<p>5－29 金谷溜池の新築および泉谷地溜池改築の竣工式を挙げる。この日を「記（紀）年日」と定め、毎年、飛鳥神社境内新溝碑前において、祭典を挙げるようになる。</p>
1901	34	辛丑	<p>3－9 大町溝普通水利組合の①「常設委員設置規程」、②「配水係設置規程」、③「工事係設置規程」、④「組合用財産管理規程」、⑤「職員報酬規程」を定め、4月1日より施行する。同3月9日、金谷溜池新築ならびに泉谷地溜池改築竣工記念日を5月29日とすることに議決し、この日を大町溝普通水利組合は永世の祝祭日、記念祭とする。また、大町溝普通水利組合誌編集の材料に供するための「組合誌編纂に関する件」を議決する。さらにこの日、年度計画重視の分水工事に関する基本理念を大町溝普通水利組合会議に提案する。「我田引水」主義から脱して「公平を保って禍福をともにする覚悟」の必要が説かれる。この時、「分水工事改善の方針」を議決する。</p> <p>9－ 飛鳥神社境内に「小野寺順太紀功碑」が建立される。撰文は岡千仞、書は巖谷修である。</p> <p>10－19 『大町溝沿革誌』を刊行する。資料提供者に齋藤美澄がいる。</p>

西 暦	和 暦	干 支	歴 史 事 項
1902	35	壬寅	<p>2－ 飽海郡会議長土方恕平<small>ひじかたじよへい</small>の名前で「耕地整理及び稲作改良に関する建議書」を山形県に提出し、勸業事業に対する保護奨励・助成について建言する。</p> <p>5－ 池田亀太郎の筆になる伊佐治八郎の肖像画や使用農具を、篤農家が酒田町の日枝神社に奉納する。</p> <p>6－20 旱魃による水不足で田植不能となったため、中通り下郷の鍬持800人が、中野目堰埋め立てを強行しようとする。このため、大町溝普通水利組合常設委員を緊急非常召集する。酒田警察署松嶺分署員も総動員して制止に当たる。</p> <p>この年の旱魃により、相沢川が涸渇する。稲苗の植付けが遅れ、7月15日頃、蟬の声を聞きながら田植をする。</p> <p>8－27 房総半島南端に発生した台風により、飛鳥神社の大杉も倒伏する。</p> <p>この年、飛鳥中島地内第一揚口所他への国庫補助金10万円申請の際、当地の大旱魃の実情を時の農商務大臣高橋是清<small>これきよ</small>に説明する（旧『大町溝沿革誌』）。</p> <p>大町溝普通水利組合管理者に齋藤住吉が就任する。</p>
1903	36	癸卯	<p>4－ 水利関係者の有志が「最上川分水起業水利組合」を結成する。その目的は、上郷村荒興野<small>かみごう あらこうや</small>に最上川からの取り入れ口を設けて導水し、相沢川を樋管で横断させ、南平田村榎橋から大町溝へ分水することである。</p> <p>6－ 大町溝普通水利組合管理者に小野寺順太が就任する。</p> <p>12－1 最上川分水起業組合は百年の大計に基づく最上川分水の必要性を「意見書」に認め、大町溝普通水利組合管理者小野寺順太・南平田村長へ提出する。なお、「意見書」を認めた水源調査委員10名には、渡邊九十九<small>わたべ いくじゅう</small>・堀熊太郎・佐藤小一郎等がいる。</p> <p>12－5 大町溝普通水利組合は最上川疏水事業の必要性を、国・県に具申するとともに、公的機関の助力を申請する。</p> <p>12－7 大町溝普通水利組合は臨時会を開催し、特別会計として最上川分水溝渠開削費19万6,000円を議決する。</p>
1904	37	甲辰	<p>2－7 大町溝普通水利組合は「最上川疏水工事に関する臨時委員規程」を制定し、委員3名を選出する。</p> <p>この年、大町溝普通水利組合常設委員を5名から7名に増員する。</p>
1906	39	丙午	<p>7－18 飽海郡長下政恒<small>しもまさつね</small>は地価金2,000円以上土地所有の地主と町村長・農会長・郡会議員を招集し、耕地整理の施行について協議する。</p> <p>11－ 山形県は耕地整理基本調査施行手続きを公布する。</p>

西 暦	和 暦	干支	歴 史 事 項
1907	40	丁未	<p>3－17 大町溝普通水利組合は山谷字堤廻りの国有林13町歩余を、1万4,600円余で特売（払下げ）されるよう県に申請することを決議する。 この年、山形県の牛馬耕反別2万4,862町歩（全耕地面積の29パーセント）のうち、庄内地方は2万3,380町歩に達し、県全体の94パーセントを占める。</p>
1908	41	戊申	<p>3－ 前年3月申請中の山谷堤廻り国有林13町歩余の払下げ許可が出る。以後、この国有林を「大町溝山林」と称する。</p> <p>3－ 水源涵養と土砂流出防止のため、保安林設定の必要を農商務大臣に申請することを決議する。</p> <p>5－18 昼水溝組合の責任者・西平田村長小野寺温栄が、早魃のため臨時廻水を申請する。この後、8月6日までの間、35回にわたって臨時廻水される。</p> <p>6－ 大町溝普通水利組合の基本林8町歩に、翌42年より46年までの5ヵ年計画で植林することを決議する。</p> <p>8－30 「飽海郡地主会規約」が制定される。</p> <p>9－8 「飽海郡耕地整理期成会」が結成される。</p> <p>12－2 山形県農業技師・恒田嘉文<small>つねたよしおみ</small>の「飽海郡日向川南部耕地整理基本調査」により、西平田・南平田・中平田・東平田・北平田・酒田町・鶉渡川原など、18ヵ町村1万1,000町歩のうち、耕地整理可能田面積は7,200町歩であり、耕地整理実施面積は6,452町歩におよぶことが明らかになる。</p> <p>12－14 酒田町<small>かんかいろう</small> 瞰海楼<small>おぼたろう</small>（旧小幡楼）で、飽海郡耕地整理期成会総会を開催する。</p>
1909	42	己酉	<p>4－ 「耕地整理法」の全文が改正され、耕地整理組合の設立を認め、これに法人格を付与する。</p> <p>10－ 飽海郡の耕地整理事業が農商務大臣から認可される。</p>

西 暦	和 暦	干支	歴 史 事 項
1910	43	庚戌	<p>1-16 飽海郡耕地整理組合設立総会が3,497名出席のもとに、酒田尋常高等小学校体操場で開催される。</p> <p>1-13 「飽海郡耕地整理組合」の設立が許可される。</p> <p>3-22 大町溝普通水利組合は飽海郡耕地整理組合へ、工事竣工期間など、5項目にわたる申し入れをすることを決議する。</p> <p>4-3 飽海郡耕地整理組合による第一期工事が、大沼埋立起工式を以て始まる。</p> <p>7-1 飽海郡耕地整理組合が遊摺部<small>ゆするべ</small>に電機揚水ポンプを設置することになり、地鎮祭を執行する。工事は翌44年に完成する。</p> <p>7-8 平田溝は大町溝普通水利組合や、日向川流域における灌漑施設の普及によりその存在意義が薄らいたため、解散を決議する。</p> <p>9-1 飽海郡耕地整理組合事業による第1工事区、遊摺部<small>ゆするべ</small>・大宮<small>おのみや</small>など686町歩の開田作業が始まる。第2工事区の中平田村大野新田<small>おのの</small>・勝保関<small>かつほ</small>・古荒新田<small>ふるあらか</small>など276町歩の整地、ならびに第3工事区大多新田<small>おおた</small>西北方118町歩余の耕地整理を実施する。また、第4工事区の新井田川<small>にいだがわ</small>上流掘り換えや古川排水路の整理を実施する。</p> <p>この年、山谷堤廻り<small>やまやつみ</small>の山林樹木を1万8,262円余で売却する。そのうち、2,150円を南平田村山谷<small>やまや</small>への交付金とする。</p> <p>大町溝普通水利組合管理者に高橋匠蔵が就任する。</p>
1911	44	辛亥	<p>9-1 土崎幹線サイフォン工事中野新田・土崎地区ほか639町歩、ならびに中平田村熊野田地区の耕地整理が始まる。</p> <p>この年、遊摺部<small>ゆするべ</small>に飽海郡耕地整理組合の第1揚水機（後日、大町溝普通水利組合に譲渡され、同水利組合の第3揚水機となる）が設置される。最大揚水量は2.800m<sup>3</sup>/secで、749町歩を灌漑する。</p>
1912	大正 7.30	壬子	<p>9-1 南平田村檜橋<small>ならはし</small>・桜林<small>やまだて</small>・山楯<small>やまがた</small>・三ノ宮<small>おおいし</small>、東平田村生石、中平田村手蔵田<small>てくらだ</small>の耕地整理が始まる。</p> <p>この年、茨野新田下流熊手島<small>くまでしま</small>一帯の悪水排除を行う。新小牧排水<small>こまぎ</small>の掘り換えと古川排水下流<small>ふるかわ</small>を竣漂<small>しゅんぱつ</small>する。手蔵田<small>てくらだ</small>・桜林<small>やまだて</small>・石橋<small>いしがわ</small>・本川間<small>ほんがわ</small>の手蔵田南排水路工事が竣工する。</p> <p>10- 大町溝普通水利組合管理者に佐藤惣右衛門が就任する。</p>

西 暦	和 暦	干支	歴 史 事 項
1913	2	癸丑	<p>3－18 「大町溝普通水利組合褒賞規程」「同組合特別給与規程」を決める。</p> <p>4－ 大町溝普通水利組合管理者に小野寺栄七が就任する。</p> <p>9－1 飛鳥用水幹線の副水路拡張工事、平田溝下流の工事、鶉渡川原幹線工事始まる。</p> <p>9－ 老方橋下流荻島西部上谷地水門までの平田溝1,440メートルを改修する。新井田川・小牧排水工事、境川・舟止川排水工事、加美排水工事を施行する。平沢・北沢・矢流川排水を新設する。</p> <p>12－ 北平田・一条・上田など荒瀬郷・平田郷6カ村の小作人6,000人が上田村満願寺に集結し、漆曾根の渡部平治郎を総代とする飽海郡義拳団を組織し、小作料の引き下げを要求する（『酒田市史年表』）。飽海郡耕地整理組合が7,438町歩（80パーセント）の整理を完了する。</p>
1914	3	甲寅	<p>3－8 飽海郡義拳団が各地で演説会を開き、小作料軽減を要求する。</p> <p>4－ 大町溝普通水利組合管理者に佐藤惣右衛門が就任する。</p> <p>9－ 大町溝普通水利組合管理者に齋藤岩吉が就任する。</p> <p>この年、5町歩ほどの手蔵田堤（北沼・南沼）埋め立てを開始。大正5年までの3カ年で完了する。その際、堤に植えてあった松の木が伐採される。そのうちの1本が手蔵田の荘司勝彦邸に移植され、現生している。埋め立て地は、大槻新田の田圃になっている。</p>
1915	4	乙卯	<p>2－ 飛鳥神社境内に、渡邊九十九・小野寺順太をはじめとする山谷溜池・泉谷地溜池水源涵養林への植林活動を顕彰する碑を建立する。</p> <p>7－31 耕地整理事業を顕彰する「開田記念碑」が遊摺部に建立される。同記念碑には、「大町溝掛りの400町歩に、揚水機による補水を行った」と記してある。</p>
1916	5	丙辰	<p>3－ 耕地整理事業により、鶉渡川原村の畑・原野241町歩が開田され、水田化する。</p> <p>5－6 遊摺部に建立された開田記念碑の除幕式を挙げる。</p> <p>5－7 飽海郡耕地整理事業竣工記念式典が、農商務大臣河野広中等620名列席のもとに、本間家別荘（現本間美術館）で挙行される。</p>
1918	7	戊午	<p>この年、山谷溜池の底樋管をコンクリート製に換える。</p>
1919	8	己未	<p>6－5 「大町溝配水委員設置規程」「大町溝土木委員設置規程」「大町溝特殊工事資金管理規程」を設ける。また、臨機応変に対応できる権限をもつ専務配水委員を1名、「配水委員設置規程」の中に設ける。</p> <p>この年、泉谷地溜池の樋門開閉器を改造し、底樋門操作棧橋を撤去する。つまり、斜樋取水に改修する。また、十文字水門を改修する。</p> <p>1－ 大町溝普通水利組合管理者に小野寺棟三郎が就任する。</p>

西 暦	和 暦	干 支	歴 史 事 項
1921	10	辛酉	<p>3－ 大町溝普通水利組合の「水路取締規程」「灌漑区域変更地取扱規程」を設ける。</p> <p>8－4 「大正溝耕地整理組合」の設立が認可される。初代組合長に上郷村山寺の日下部七右衛門が就任する。</p>
1922	11	壬戌	<p>1－23 大正溝耕地整理組合が工事を開始する。成興野<sup>なりごうや</sup>地内最上川<sup>くみいわ</sup>黒岩より引水して、山寺までの250町歩を開田しようとするものである。</p> <p>この年、平田<sup>あげ</sup>揚堰堤野渡土台ならびに一番<sup>うけ</sup>請（受）水門を鉄筋コンクリートに換える。また、飽海郡耕地整理事業の際に、北俣川からの平田揚取水口幅を2.7メートルから3.6メートルに拡げる。山谷溜池からの溝路幅を4.6メートルに拡張し、伏越樋管工事を行う。</p>
1923	12	癸亥	<p>3－8 「上郷溝耕地整理組合」が認可される。初代組合長に上郷<sup>なり</sup>村成興野の石塚綱吉が就任する。</p> <p>4－ 「用排水幹線改良補助要綱」が制定され、500町歩以上の用排水施設の改良を県営事業として行う場合は、事業費の5割を国が補助することになる。</p> <p>この年、酒田町浜田の小島小一郎、北平田<sup>うるしぞ ね</sup>村漆曾根の庄司柳蔵らが小作人による「飽海郡耕作連盟」を結成し。地主と対立する。</p>
1924	13	甲子	<p>6－ 大正溝の第1<sup>すいどう</sup>隧道、第2<sup>すいどう</sup>隧道に通水する。</p> <p>10－ 飽海郡耕地整理組合副長本間光勇は地主・小作人・学識経験者等からなる「飽海共栄組合」をつくり、小作料の適正化を図る。</p> <p>この年、大町溝用水改良事業が県営事業としてプランニングされる。1町6カ村1,620町歩を対象にして、揚水機の設置や水路の新設を行うものである。</p>
1925	14	乙丑	<p>5－ 「飽海郡共栄組合」が解散し、地主や自作農を中心とした「敬土会」が結成される。しかし、小作米（作徳米）を納められない場合、小作地を引揚げさせる強硬手段をとったため、小作人からの反発を受ける。</p> <p>5－ 小作人代表11名と敬土会側の20名とが、平田村大宮で大乱闘をひき起こす。</p> <p>12－24 庄司柳蔵・小島小一郎らが「庄内耕作連盟」を結成し、酒田公会堂で発会式を行う。</p> <p>この年、農林省が最上川からの動力揚水計画を採択し、県営事業として着工することを決定する。</p>

西 暦	和 暦	干支	歴 史 事 項
1926	昭和 1225	丙寅	<p>1-26 大町溝臨時組合総会は、用排水事業費を組合債で賄うことにする。事業費総額は17万3,960円であり、この内14万5,200円を借入起債とし、5年間で償還することにする。</p> <p>3-2 「南平田耕地整理組合」が認可される。その範囲は南平田村砂越と余目町余目・榎木、および新堀村丸沼の219町歩である。予定では畑167町歩、原野45町歩を開田するものである。</p> <p>11-4 「南平田耕地整理組合」の起工式と地鎮祭を執り行う。工事竣工まで9年の歳月を費やす。</p> <p>この年、上郷溝<small>かみごうこう</small>は最上川からの揚水により、荒興野<small>あらかうや</small>・成興野<small>なりこうや</small>・成沢<small>なりさわ</small>・大川渡<small>おおかわわた</small>・地見興屋地区<small>ぢみこうや</small>の143町歩へ分水する。これを以て昭和2年、同地区の耕地整理を完了する。</p>
1927	2	丁卯	<p>この年、県営大町溝用水改良事業に着手する。山形県は「土地改良補助規程」を設け、暗渠排水を奨励する。南平田村飛鳥字宝永新田に、大町溝普通水利組合第一揚水機が完成する。最大揚水量は1.740m<sup>3</sup>/secで、1,174町歩に補水灌漑するものである。</p> <p>11-3 最上川からの動力揚水を取り入れた県営による大町溝普通水利組合用排水改良工事が竣工し、第一揚水取入口付近の仮小屋で祝賀会を開く。</p>
1928	3	戊辰	<p>この年、南平田村堀野内字南田に大町溝普通水利組合の第二揚水所が設けられる。最大揚水量0.472m<sup>3</sup>/secで、第一揚水所からの送水を二段揚げ<small>あ</small>にして、422町歩に灌漑する。同じく第五揚水機が砂越地内に設置される。最大揚水量は2.222m<sup>3</sup>/secで、225町歩を灌漑する。</p> <p>この年、中平田村熊野田、同中平田村手蔵田<small>てくらだ</small>の5字、南平田村飛鳥字宝永新田<small>えい</small>と中島、同南平田村山谷字三ヶ沢<small>みかざわ</small>ほか3字、合計60町歩余が大町溝普通水利組合に編入する。</p>
1930	5	庚午	<p>5- 大正溝が竣工する。開田面積は113町歩である。</p> <p>11-21 飽海郡耕地整理組合は大町溝普通水利組合に、第一・第二・遊摺部<small>ゆすりぶ</small>の各揚水事業ならびに管理の一切を引き渡すことを提起する。</p>

西 暦	和 暦	干支	歴 史 事 項
1931	6	辛未	<p>3－20 大町溝普通水利組合は、飽海郡耕地整理組合からの一切を引き継ぐことを決議する。</p> <p>5－6 財団法人「有終会」が組織され、飽海郡耕地整理組合解散後の耕地の維持管理を引き継ぐ。</p> <p>10－23 飽海郡耕地整理組合は21年間の歳月を費やして、約7,000町歩（有終会寄付行為趣意書は6,452町歩）の耕地整理を終了する。この日、飽海郡耕地整理組合の施設一切が、大町溝普通水利組合に移籍する。</p> <p>この年、大町溝普通水利組合へ、酒田市や南平田村・中平田村の636町歩余が編入する。また、小牧排水を利用して<sup>こまぎ</sup>いた酒田町西川原・山居町・<sup>にしがわら</sup>的場などの24町歩余が、耕地整理終了後、大町溝普通水利組合に加入する。</p>
1932	7	壬申	<p>7－ これまで県営排水改良事業に含まれていなかった500町歩未満のものも、4割助成の対象となる。</p> <p>9－ 5町歩未満の開墾と用排水改良事業ならびに暗渠排水事業も、時局匡救策（危機的状況から救うこと）として5割補助の対象となる。この年、中平田村<sup>こまぎ</sup>小牧新田に第四揚水所が設置され、20町歩を灌漑する。最大揚水量は0.250m<sup>3</sup>/secである。</p>
1933	8	癸酉	<p>この年、大町溝普通水利組合の組合費賦課方法を、①反別賦課、②電力揚水受益地賦課の2本立とする。理由は電力料金の負担増による。</p>
1934	9	甲戌	<p>1－21 南平田村飛鳥に建立された大町溝揚水記念碑の除幕式を挙行する。碑文の揮毫は内務大臣山本達雄である。</p>
1937	12	丁丑	<p>12－13 南平田耕地整理組合は換地処分を終了する。</p> <p>この年、大町溝普通水利組合の組合費賦課方法が、①反別割、②地租割、③特別地租割になる。</p>
1941	16	辛巳	<p>この年、大町溝普通水利組合の組合費賦課方法が、①反別割、②地租割になる。</p> <p>この年、南平田耕地整理組合は開田区域や揚水機設備を大町溝普通水利組合に引渡して、耕地整理組合を解散する。</p>
1942	17	壬午	<p>8－24 南平田耕地整理組合区域の210町歩が大町溝普通水利組合に加入する。これにともない、砂越の第五揚水所、砂越字砂利柳の第六揚水所が大町溝に引継がれる。</p> <p>この年、前年12月8日の太平洋戦争勃発により電力統制が強化され、大町溝普通水利組合が所有する送電線や変電所の維持が困難になる。このため、これらの施設を飽海電灯所と発送電会社に譲渡する。</p>
1943	18	癸未	<p>この年、大町溝普通水利組合の組合費賦課方法が、反別割に一本化される。</p>

西 暦	和 暦	干 支	歴 史 事 項
1944	19	甲申	<p>この年、中平田村東地区（手蔵田）の50パーセントに相当する114町歩が、両止井皿普通水利組合（日向川水害予防組合区域）から大町溝普通水利組合に編入する。大町溝普通水利組合管轄面積は2,619町7反3畝29歩となる。</p> <p>この年、電力統制により、大町溝普通水利組合所有の送電線ならびに添架電話線が処分される。</p>
1945	20	乙酉	<p>3－31 第一揚水所より第二揚水所に至る送電線と、第五揚水所より第六揚水所に至る送電線を、東北配電株式会社に無償で交付する。</p> <p>8－15 天皇「終戦」の詔勅放送。</p> <p>12－9 GHQ（連合国最高司令部）が、農地解放指令（農地改革に関する覚書）を出す。</p>
1946	21	丙戌	<p>1－ 大町溝普通水利組合管理者に小野寺監吾が就任する。</p> <p>7－ 第三揚水所補助工事新設工事促進協力会の高橋三之助・高橋金蔵・尾形市郎より、大町溝普通水利組合第三揚水所補助ポンプ（唧筒）新設工事費28万円の寄付申し入れあり。</p> <p>10－21 「農地調整法」（改正）、「自作農創設特別措置法」を公布する。第二次農地改革である。</p> <p>12－27 飽海郡の農地委員選挙が行われる。</p> <p>この年、松山町中北目に相沢川から取水する古楯揚水機が設置され、20町を灌漑する。最大揚水量は0.083m<sup>3</sup>/secである。</p>
1947	22	丁亥	<p>2－25 山形県農地委員20名の選挙が行われる。</p> <p>4－1 大町溝普通水利組合はインフレに対応するため、各種費用支給関係規約の改正を行う。</p> <p>この年、松山町小見に塔婆下揚水機（最大揚水量0.033m<sup>3</sup>/sec、25町歩を灌漑）と、同所からの二段揚の役目をもつ欠の上揚水機（最大揚水量0.016m<sup>3</sup>/sec、10町歩を灌漑）が設置される。</p>
1948	23	戊子	<p>3－24 「大町溝普通水利組合会議長、同副議長設置規程」を設け、組合会議長の任期や権限を改める。これにより南平田村長の大町溝普通水利組合併任を廃止する。初代組合会議長に佐藤吉右衛門が当選する。</p>

西 暦	和 暦	干支	歴 史 事 項
1949	24	己丑	<p>6-6 「土地改良法」を公布、8月4日施行される。この法律のねらいは土地改良区を設立して、耕作農民による民主的な土地改良事業の推進を図るものであった。</p> <p>9-25~27 大町溝普通水利組合議員一同が、福島県の<sup>あさか</sup>安積疏水事業を視察する。</p> <p>11-20 大町溝普通水利組合の新しい事務所を、南平田村飛鳥字中島131に、85万円の予算で建設する。</p> <p>11- 酒田市大町揚水所の補助ポンプ設置工事を施行、翌25年5月に竣工する。</p>
1950	25	庚寅	<p>2-2 「最上川疏水期成同盟会」が結成され、国営による疏水事業に向けて運動を開始する。会長は小野寺監吾・大町溝普通水利組合管理者(南平田村長)である。</p> <p>この年の春、南平田村飛鳥揚水所ならびに同南平田村山元<sup>やまもと</sup>揚水所にポンプを設置する。</p> <p>7-25 土地改良法に基づき、大町溝普通水利組合から「大町溝土地改良区」へ組織替えするための準備委員を選出する。</p> <p>この年、酒田市東栄町に新井田川から取水する大町揚水機(最大揚水量0.183m<sup>3</sup>/sec)が設置され、145町歩の灌漑を行う。同じく平田町堀野内に飛鳥揚水機(最大揚水量0.167m<sup>3</sup>/sec)が設置され、32町歩を灌漑する。</p> <p>この年、森林法により山谷溜池および金谷溜池水源涵養林39町歩が、保安林に指定される。</p>
1951	26	辛卯	<p>2-9 大町溝普通水利組合総会において、大町溝土地改良区定款、同規約、同維持計画書を原案通り決定する。</p> <p>3-1 大町溝普通水利組合から大町溝土地改良区への組織変更が、山形区第4号で3月10日県から告示される。大町溝土地改良区の目的や組織、活動の指針を記した全文53条よりなる「大町溝土地改良区定款」が認可され、同3月10日県から告示される。大町溝普通水利組合から大町溝土地改良区へ移行する際のために認められた「大町溝土地改良区維持管理書」が認可される。これには大町溝の各施設とその位置、規模等が記されており、きわめて貴重な資料である。組織変更前の大町溝普通水利組合員数は1,723人、総反別は2,620町歩である。</p> <p>大町溝土地改良区理事長に阿部長作が就任する。</p> <p>4-2 全文56条からなる「大町溝土地改良区規約」を制定する。</p> <p>4-3 大町溝土地改良区理事長に小野寺監吾が就任する。</p> <p>7-6 「最上川疏水期成同盟会」を「最上川下流右岸地区疏水期成同盟会」と改称する。</p>

西 暦	和 暦	干支	歴 史 事 項
1951	26	辛卯	この年、松山町竹田に最大揚水量0.191m <sup>3</sup> /secの竹田揚水機が設置され、52町歩を灌漑する。昭和26年度の大町溝土地改良区の歳入は1,231万6,010円、歳出は1,021万9,273円である。 7－8 大町溝土地改良区理事長に佐藤吉右衛門が就任する。
1952	27	壬辰	3－12 大町溝土地改良区の「区章」デザインが決まる。 この年、①酒田市西平田土地改良区、②中平田土地改良区、③東平田土地改良区を設立する。 農地改革着手前の山形県の農地総面積13万5,000町歩のうち、自作地は43.5パーセント、小作地は56.5パーセントであったが、農地改革後のこの年の自作地は89.5パーセント、小作地は10.5パーセントになる。
1953	28	癸巳	2－5～10 「最上川下流右岸地区疏水期成同盟会」の主脳たちは上京の上、農林省ならびに地元選出代議士に最上川疏水事業の早期実現を陳情する。 2－20 大町溝普通水利組合区有財産報告書によると、不動産物件は①畑1反28歩、②宅地1,549坪、③原野4町4反4畝、④山林27町6反である。同じく堰堤は①平田揚堰堤、②大沼揚堰堤、③飛鳥堰堤の3カ所、用水溜池は①山谷溜池、②泉谷地溜池、③金谷新溜池の3カ所である。 7－ 庄司仁三郎編集執筆による『大町溝沿革誌』が刊行される。 この年、「平田村土地改良区」「南平田土地改良区」を設立する。
1956	31	酉申	9－23 最上川下流右岸用排水改良事業についての計画が、酒田市庄内経済連で開催された会議で提示される。 この頃、小型耕耘機が導入される。
1957	32	丁酉	9－2 最上川下流右岸農業水利事業を国営事業とすることが承認される。 9－27 大町溝土地改良区事務所を砂越字小形 <sup>こがた</sup> 111に新築移転する。 11－27 最上川下流右岸土地改良区連合が、山形連第2号で設立認可される。
1958	33	戊戌	2－3 最上川下流右岸土地改良事業推進協議会会長に、渡部登八郎南平田村長が就任する。 6－13 大町溝土地改良区理事長に尾形市郎が就任する。
1959	34	己亥	2－16 農林省最上川下流右岸農業水利事業所が、酒田市東栄町に開設される。 この年、最上川疏水事業が、総工費64億円で国営により着工されることになる。 12－8 松山町立松山中学校体育館で、最上川下流右岸疏水事業の起工式を挙げる。同事業による受益面積は7,685町歩に達した。

西 暦	和 暦	干 支	歴 史 事 項
1960	35	庚子	<p>2－8 「柳沢土地改良区」を吸収合併することを承認する。</p> <p>この年、前田巖が「最上川下流右岸土地改良区連合」理事長に就任する。</p> <p>昭和26年（1951）から昭和35年までの山形県における土地改良総事業費は104億円であり、その内訳は①灌漑排水事業51億1,400万円（49%）、②区画整理事業16億2,800万円（16%）、③暗渠排水事業13億9,400万円（13%）、④開田事業8億8,100万円である。県内地区別投資割合は、①庄内52億9,000万円（50.9%）、②最上20億8,200万円（20.0%）、③村山15億6,000万円（15.0%）、④置賜15億円（14.3%）である。庄内が占める事業種別割合は、①灌漑事業48.3% ②区画整理事業71.3%、③暗渠排水事業75.7%、④客土事業35.4%、⑤農道整備事業42.5%であり、いずれも他地区を抜いて第1位である。</p>
1961	36	辛丑	<p>4－26 陸羽西線複線化に伴う協議会が、酒田市、国鉄（現在のJR）、大町溝土地改良区の3者出席のもとに酒田市役所で開催され、複線化に伴う用地買収の件や沿線地域における灌漑施設への影響について話し合う。</p> <p>6－12 「農業基本法」が公布される。この法律は、農業の近代化や合理化によって生産性を向上させ、農業従事者の所得増大による他産業との所得の均衡を目標にしている。</p> <p>10－28 酒田市、国鉄（JR）、大町溝土地改良区の3者が「鉄道複線工事関係打合わせ会」を大町溝土地改良区事務所で開き、小牧排水・鉄橋・踏切・道路・水路に関わる諸問題を協議する。</p>
1962	37	壬寅	<p>この年、第一次農業構造改善事業が始まる。農業経営の基盤を整備し、協業組織を育成して労働生産性、土地生産性の向上を図ろうとする。</p>
1963	38	癸卯	<p>4－3 前田巖が大町溝土地改良区理事長に就任する。</p>
1964	39	甲辰	<p>6－16 新潟地震により泉谷地溜池の堤体に亀裂を生じる。</p> <p>昭和39年度の大町溝土地改良区一般会計予算は3,375万2,000円である。</p>
1967	42	丁未	<p>12－25 最上川下流右岸土地改良区連合所属の各土地改良区は、「国営事業費負担区分に関する協定書」に調印する。協定書には「檜橋分水工から分岐する大町溝幹線及び檜橋幹線についての地元負担金は、大町溝土地改良区が負担する」とある。</p> <p>草薙頭首工から八幡町市条までの導水幹線が完成する。</p>
1968	43	戊申	<p>5－4 国営導水幹線の通水式が檜橋地内分水門で挙行され、祝賀会が南平田小学校で開催される。</p> <p>国営導水幹線の完成によって、大町溝土地改良区の第一・第二・山元・飛鳥・相沢・柳沢各揚水所の運転を休止する。</p>

西 暦	和 暦	干 支	歴 史 事 項
1969	44	己酉	<p>10－22 最上川国営疏水事業の完工式と祝賀会が、酒田女子高校（現天真学園高校）体育館で開催される。最上川疏水事業の完成により、大町溝土地改良区の第一・第二・第四・第六・山元・飛鳥・柳沢・相沢川・飛鳥堰堤各揚水所を廃止する。</p> <p>この年、松山町地区の上郷溝128町歩、大正溝164町歩、上堰374町歩、下堰177町歩が、大町溝土地改良区に合併する。大町溝土地改良区の維持管理面積は3,407町歩となる。</p> <p>この年、自主経営農家の育成などを目標にした第二次農業構造改善事業が始まる。</p>
1970	45	庚戌	<p>この年、酒田市・平田町・松山町が、「農業基盤総合パイロット事業調査」を実施する。</p>
1971	46	辛亥	<p>3－31 国営最上川下流右岸農業水利事業完了する。</p> <p>4－1 大町溝土地改良区調査委員会（委員長・土田鋭吉）が発足する。</p>
1972	47	壬子	<p>この年、農業基盤総合パイロット事業の予備調査として、航空測量による図面作成を実施する。</p> <p>大町溝地域圃場整備事業について、酒田市・平田町・松山町・ならびに各農業協同組合、大町溝土地改良区の三者が協議を開始する。</p> <p>9－27 最上川疏水事業竣工記念碑が平田町檜橋字大林に建立され、その除幕式を挙げる。</p>
1973	48	癸丑	<p>4－4 前田巖を会長とする「大町溝地域圃場整備事業促進協議会」が発足し、圃場整備事業の事前調査と研究・陳情・請願・地域住民との話し合いを行いながら、圃場整備に関する基本計画を樹立していくことを確認する。</p> <p>8－6 平田町地区大町溝圃場整備事業対策協議会が発足する。</p>
1974	49	甲寅	<p>1－ 東平田地域圃場整備事業対策協議会が発足する。</p> <p>8－9 県営圃場整備事業における大町溝土地改良区と日向川土地改良区との間で確認すべき事項を決定する。</p> <p>この年、農業基盤総合パイロット事業の大規模圃場整備事業調査に入る。</p>
1976	51	丙辰	<p>9－16 酒田市農協大町溝圃場整備事業促進協議会が発足する。</p>
1977	52	丁巳	<p>3－22 大町溝土地改良区通常総代会は、懸案の県営圃場整備事業の施行計画を議決する。</p>

西 暦	和 暦	干支	歴 史 事 項
1978	53	戊午	<p>2-9 中平田地域大町溝圃場整備事業協議会（委員長・森谷繁弥）が発足する。</p> <p>2-25 東平田大町溝地区圃場整備事業促進委員会を設立する。</p> <p>2-27 上郷溝地区圃場整備事業協議会（委員長・石塚名賀夫）が発足する。</p> <p>2-28 <small>うねりさしたせき</small> 上堰下堰地区圃場整備事業協議会（委員長・新館元一）が発足する。</p> <p>3-1 <small>うすがさわ</small> 松山町白ヶ沢から山寺塔婆坂下までの144町歩を地域とする大正溝地区圃場整備事業協議会（委員長・齋藤三雄）が発足する。</p>
1979	54	己未	<p>12-21 南田沢の24町歩を除く385町歩をエリアとする内郷地区圃場整備事業協議会（委員長・阿部耕作）が発足する。</p>
1980	55	庚申	<p>2-5 125町歩をエリアとする砂利柳地区圃場整備委員会（委員長・小林隆逸）が発足する。</p> <p>6-2 大町溝土地改良区の資料館が竣工する。入口の掲額揮毫は大蔵大臣渡辺美智雄である。</p> <p>この年、東平田大町溝土地改良区圃場整備事業促進委員会を改組した、山元地区圃場整備事業協議会が発足する。山元幹線水系の旧東平田地区194町歩を対象としている。</p>
1982	57	壬戌	<p>3-10 山元地区圃場整備事業協議会（委員長・前田俊雄）は、平田町地区3集落から17名の委員を加え、再編成する。</p> <p>5-29 酒田市の旧中平田および平田町の旧南平田の一部を含む264町歩をエリアとする中平田東部地区協議会（委員長・森谷繁弥）が発足する。</p> <p>9-18 平田町の旧南平田、および平田川右岸旧東平田の一部を含む227町歩を地域とする南平田地区圃場整備事業協議会（委員長・石川誠一）が発足する。</p>
1983	58	癸亥	<p>この年、山谷溜池の改修工事を2億6,800万円の県営整備事業として開始する。受益面積は1,200町歩である。</p>

西 暦	和 暦	干 支	歴 史 事 項
1984	59	甲子	<p>3-21 県道安田一砂越線以西、旧中平田地区県営北幹線水系の200町歩をエリアとする中平田西部地区圃場整備事業協議会（委員長・田中祐二）が発足する。</p> <p>3-29 JR羽越線以南、酒田市旧中平田地区240町歩をエリアとする中平田南部地区圃場整備事業協議会（委員長・渡部久吉）が発足する。</p> <p>6- 県道生石一浜田線整備促進期成同盟会が設立する。</p> <p>9-21 茨野新田地区圃場整備事業委員会（委員長・本多正弘）が発足する。</p> <p>この年、酒田市・平田町・松山町・大町溝土地改良区は土地改良推進期成同盟会を設立し、酒田一松山線の改良工事に協力する。</p>
1985	60	乙丑	<p>1-28 150町歩をエリアとする砂越地区圃場整備事業協議会（委員長・後藤光雄）が発足する。</p> <p>7-3 酒田市農協農業地域振興会との協議に基づき、西平田地区と中平田南部地区との圃場整備境界線は、主要地方道酒田一松山線を境にすることを決定する。</p> <p>10-4 450町歩をエリアとする西平田地区圃場整備事業協議会（委員長・斎藤光雄）が発足する。</p> <p>この年より、泉谷地溜池の改修工事を県営整備事業として行う。工費は4億2,000万円である。</p>
1986	61	丙寅	<p>1-21 東北横断自動車道酒田線延伸区間、広野一藤塚間12キロメートルの路線確定に伴い、西平田地区2,350メートル区間の計画見直しを行う。その結果、東北横断自動車道酒田線の予定地10.7ヘクタールを、西平田地区圃場整備事業からの除外地とする。</p> <p>2-24 砂越地区143町歩、砂利柳地区105町歩、茨野新田地区38町歩、合計286町歩をエリアとする砂越地区圃場整備事業協議会（委員長・後藤光雄）が発足する。</p> <p>4-16 中平田南部地区圃場整備事業協議会（委員長・渡部久吉）が発足する。</p> <p>この年、主要地方道酒田一松山線改良工事が、都市計画街路事業として着工する。</p> <p>10-7 大町溝土地改良区理事長に池田三郎が就任する。</p>
1987	62	丁卯	<p>10-2 第1回最上川中流堰技術検討委員会が開かれる。</p> <p>12-13 治水と利水の両面で活躍した、元大町溝土地改良区理事長前田巖の胸像除幕式を挙げる。胸像の製作者は、彫塑家・志良井である。なお胸像は、大町溝土地改良区事務所前庭に建立されている。</p>

西 暦	和 暦	干支	歴 史 事 項
1988	63	戊辰	3-16 「有終会」が事業の継続に困難を来したため、「最上川下流右岸土地改良区連合」に一切を引継ぐ。 この年、最上川中流堰（最上川さみだれ大堰）が、建設省直轄の「最上川中流部改修関連事業」として採択される。
1989	64 平成 1.8	己巳	4-22 金谷溜池の厳島神社社殿を新築する。 6-28 飛鳥・砂越以北から国営大町幹線までの地域と、東端を国道345号線、西端を県道山楯一砂越駅線とする飛鳥砂越地区圃場整備事業協議会（委員長・鈴木勝夫）が発足する。面積は59町歩である。 7-24 中平田東部地区協議会の名称を中平田東地区圃場整備協議会と改称する。 11-8 最上川中流堰建設工事起工式が挙行される。
1991	3	辛未	9-4 旧楢橋揚地区を中心とした県営円能寺一砂越線から相沢川までの28町歩をエリアとする、楢橋地区圃場整備事業協議会（委員長・板垣仁兵）が発足する。 11-19 中平田地区圃場整備事業竣工記念碑が、庄内東部広域農道と二級河川平田川が交差する左岸側に建立される。 11-25 南平田地区圃場整備事業竣工記念碑が、郡鏡公民館敷地内に建立される。 12-6 山元地区圃場整備事業竣工記念碑が、平田川揚水機場敷地内に建立される。
1992	4	壬申	7-17 内郷地区圃場整備事業竣工記念碑が、松山町大字若ヶ沢地内に建立される。 9-1 大町溝開さく四百年記念誌『大町溝のあらまし』を刊行する。 9-2 大町溝開さく四百年記念顕彰碑を飛鳥神社境内に建立し、除幕式と祝賀会を挙行する。
1993	5	癸酉	6-15 大町溝土地改良区理事長に尾形昭二が就任する。
1995	7	乙亥	3-22 飛鳥砂越地区圃場整備事業竣工記念碑が、平田町飛鳥地内の大町溝揚水記念碑敷地内に建立される。 11-7 最上川中流堰（さみだれ大堰）が、130億円と7年の歳月を費やして竣工する。 11-8 大正溝地区圃場整備事業竣工記念碑が、松山町大字山寺地内の大正溝開田記念碑側に建立される。
1996	8	丙子	3-28 西平田地区ならびに中平田南地区の圃場整備事業竣工記念碑が、酒田市大字大町地内、史跡「駈け上がりの一里塚」側に建立される。

西 暦	和 暦	干 支	歴 史 事 項
1997	9	丁丑	11－19 檜橋地区圃場整備事業竣工記念碑が、平田町大字檜橋地内に建立される。
1998	10	戊寅	3－26 中平田西地区圃場整備事業竣工記念碑が、酒田市大字中野新田地内に建立される。
1999	11	己卯	3－17 大町溝土地改良区の平成11年度の予算規模は2億4,107万円、賦課面積は2,968町歩である。 4－ “コメ”の関税化が実施され、コメが国際競争力を持つことを要求されるようになる。 4－3 大町溝土地改良区理事長に齋藤隆が就任する。 7－12 参議院本会議は、新法「食料・農業・農村基本法」成立に際し、「食料・農業・農村基本政策に関する決議」を採択する。 7－16 これまでの「農業基本法」に代わる「食料・農業・農村基本法」が公布される。 11－20 砂越地区圃場整備事業竣工記念碑が、平田町大字砂越地内に建立される。
2000	12	庚辰	5－29 金谷溜池新築・泉谷地溜池改築から百周年目に当たる。
2002	14	壬午	5－ 大町溝土地改良区の歴史をまとめた『大町溝土地改良区史』を刊行する。